

市民協働推進会議協働事業選定・評価部会
市民協働・共創促進事業（官民連携）採択者審査基準

審査項目	審査の視点	満点
の 地 明 域 確 課 性 題	地域課題をデータ等により具体的に認識・分析し、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。 市単独では解決できない課題が明確に存在するか。	10
共 創 の 必 要 性	市にとって協働・共創する意義があり、課題解決のために市が関わることがふさわしい事業か。 団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 市では従来にはない解決策であると認められるか。	10
公 益 性	特定の人の利益ではなく、不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益に寄与するか。 事業を共創することにより、具体的な成果を期待できるか。 ロジックモデルの内容が妥当（実現可能性、ロジックに矛盾がないか）であるか。	10
斬 新 性	新しい視点と創意により組み立てられた事業か。 事業の発展性や将来性が期待できるか。 市にとっても新たな取組であり、何らかのイノベーション創出につながるか。	10
実 現 可 能 性	目標が明確で、達成が見込める（無理のない）計画となっているか。 計画を実現できる体制（人材面・資金面）を有しているか。 提案書や提案説明で、事業のポイントや団体の熱意を的確に伝えられているか。	10
妥 当 性	費用対効果の視点で、市の委託事業として妥当であるか。 令和7年度中に緊急で実施すべき事由があると認められるか。	10
合計		60

2 採点基準

満点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る	評価対象外
10点	10・9点	8・7点	6・5点	4・3点	2・1点	0点

※各審査員が「可」または「不可」を判定します。

一つの審査項目につき、10点満点の計60点とし、各審査員がそれぞれ採点を行います。全審査員の合計点を審査の点数とし、審査の点数が6割を超え、かつ「可」が過半数を超えることを審査通過にあたっての最低基準とします。